

## オオクチバス等の再放流禁止及び解除の委員会指示

長野県内水面漁場管理委員会指示 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 3 月 21 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

長野県内水面漁場管理委員会指示第 18 号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成 20 年長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号）を次のとおり解除しました。

平成 27 年 3 月 16 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

- 1 対象水域  
野尻湖
- 2 対象魚種  
オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間  
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

**第 3 期（H27. 4. 1～H30. 3. 31）における**

# オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査基準について

(平成 26 年 11 月 14 日 第 218 回委員会決定)

## I 審査基準

(1) 第 1 期 (H21.4.1~H24.3.31) 審査基準：平成 20 年 2 月 13 日第 197 回委員会決定

当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(2) 第 2 期 (H24.4.1~H27.3.31) 審査基準：平成 23 年 11 月 14 日第 208 回委員会決定

- ・野尻湖漁協の申請について、前回申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない。
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本として申請する。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。

(3) 第 3 期 (H27.4.1~H30.3.31) 審査基準：平成 26 年 11 月 24 日第 218 回委員会決定

- ・野尻湖漁協の申請について、第 1 期申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない。
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本として申請する。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。
- ・施設の管理体制において保守点検は点検項目をより具体的に定めて実施する。
- ・施設の点検結果及び逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。

## II 審査基準への適合性についての判断基準

※下線部分は第 2 期からの変更箇所

### 1 共通事項

#### (1) 逸出防止施設について

- ① 河川法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 55 条第 1 項に係る許可のうち、施設設置に必要な許可が得られている施設とする。
- ② 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定される場合は、三重の網あるいは網に変わる構造物うち、少なくともその 1 つは推定された大きさのオオクチバス等が通過できない目合、あるいは通過を阻止し得る構造もしくは機能を有する施設とする。
- ③ 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定できない場合は、管理が可能な限り小さな目合とする。

#### (2) 施設の管理体制について

① 点検方法

申請者は定期的に巡回を行い、施設の目的とする機能が維持されているか別紙を参考に点検項目をより具体的に定めて保守点検を行うとともに、施設に付着したゴミ等の除去を行う。

② 点検頻度

原則毎日、網上げ点検は毎月 1 回以上

③ 不具合発生時の対応方法

申請者は施設が破損した場合は速やかに補修を行うとともに、破損状況及び逸出魚調査結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

④ 点検記録方法

申請者は施設の点検結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(3) 逸出魚の監視体制について

① 監視方法

申請者は以下の方法で逸出魚を監視する。

- ・目視観察及び電気ショック等での捕獲による逸出魚の確認。

② 監視場所

- ・3重の網が設置されている場合は、その網の間の水域の2箇所と最下流の網に隣接する下流水域1箇所の合計3箇所とする。
- ・審査基準のただし書きによる網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、逸出防止措置が講じられている下流水域で3箇所の監視場所を設ける。

③ 監視頻度

- ・目視観察は原則毎日。
- ・電気ショック等での確認は毎月1回以上。

④ 逸出魚発見時の対策方法

洪水等の不測の事態において、オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合は、申請者は当該魚の回収駆除に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

⑤ 監視記録方法

申請者は逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(4) 指示の解除の有効期間について

3年間とする。

2 個別事項

- (1) 野尻湖の緊急放水等、特段の事情があった場合は、その状況を観察・記録し、対応状況を内水面漁場管理委員会に報告する。
- (2) 逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できない、より効果的な施設の検討を進めていく。
- (3) 上記に記載されていない事項については、水域毎に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。

## 逸出防止施設点検管理記録票

年 月 日			点検者名						責任者 確認印
時刻	施設	装置	除塵 清掃	網上 検査	網・スクリーンの損傷・隙間の有無				備考
.. }	御小屋 用水	1	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
		2	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
		3	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
.. }	小丸山 用水	1	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
		2	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
		3	有・無	有・無	無・有 (左右壁)	無・有 (下 部)	無・有 (スクリーン本体)	漁協通報・補修	
.. }	池尻川	1	有・無	有・無	無・有 (左右柱)	無・有 (沈子棒)	無・有 (網本体)	漁協通報・補修	
		2	有・無	有・無	無・有 (左右柱)	無・有 (沈子棒)	無・有 (網本体)	漁協通報・補修	
		3	有・無	有・無	無・有 (左右柱)	無・有 (沈子棒)	無・有 (網本体)	漁協通報・補修	

## 逸出魚監視記録票

年 月 日			監視者名						責任者 確認印	
時刻	施設	監視	目視 監視	捕獲 監視	逸出魚の有無				捕獲後の 処置方法	備考
					バス類	種類	サイズ	数量		
.. }	御小屋 用水	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
.. }	小丸山 用水	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
.. }	池尻川	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
.. }	関川	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					

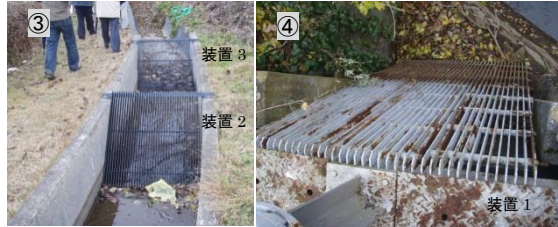
# 逸出防止施設等の概要



野尻湖からの取水路



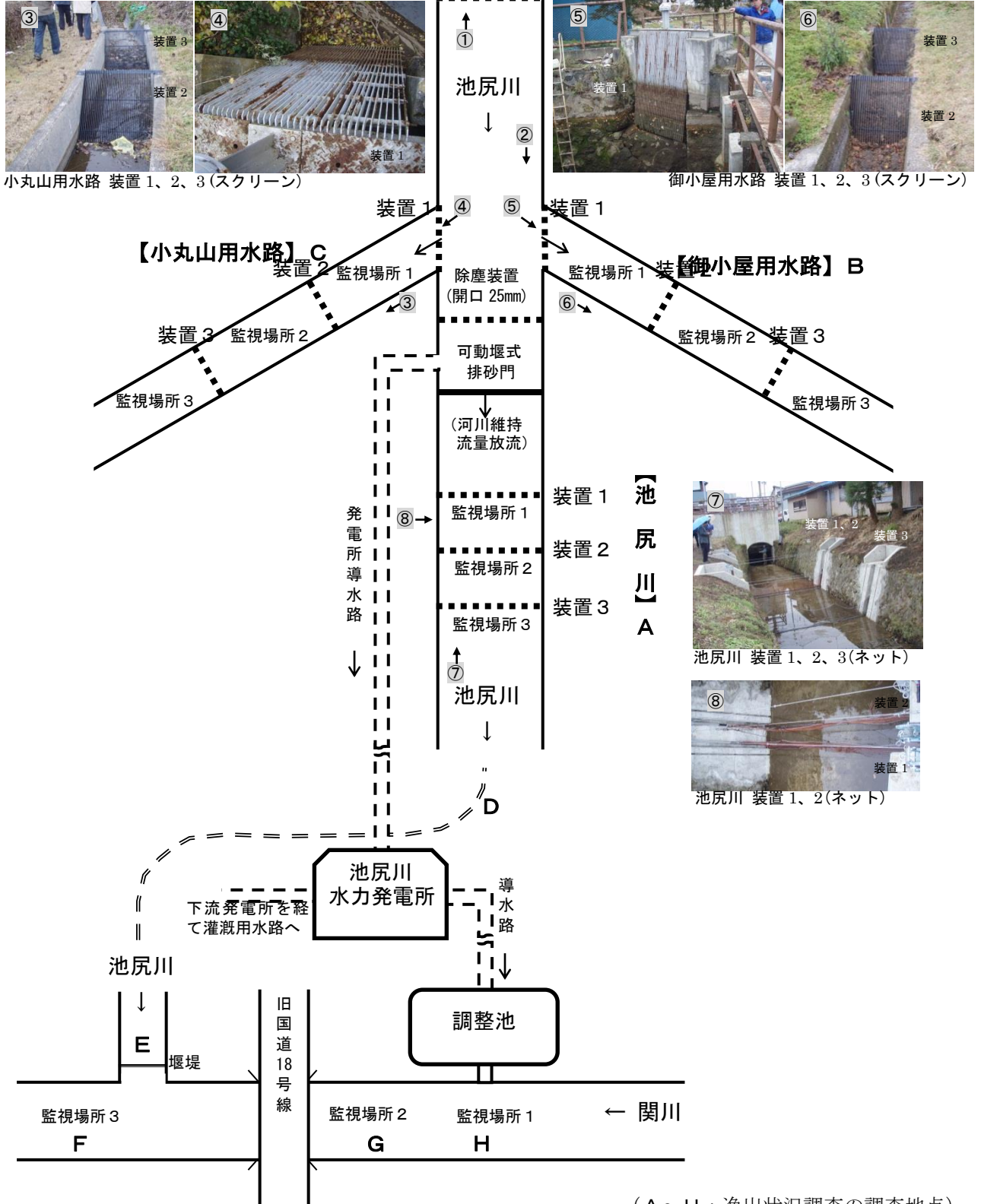
池尻川からの取水口



小丸山用水路 装置 1、2、3 (スクリーン)



御小屋用水路 装置 1、2、3 (スクリーン)



(A~H: 逸出状況調査の調査地点)

# 野尻湖漁業協同組合による逸出防止施設等における逸出魚の監視状況

## 1 逸出魚の監視状況（目視及びタモ網による）

年度	月	目視(毎日) 監視回数	逸出魚の状況
27	4	30	逸出魚なし
	5	31	逸出魚なし
	6	30	逸出魚なし
	7	31	逸出魚なし
	8	31	逸出魚なし
	9	30	逸出魚なし
	10	31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 回確認
	11	30	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 回確認
	12	31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 回確認
	1	31	逸出魚なし
	2	29	逸出魚なし
	3	31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 回確認
	28	4	30
5		31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 回確認
6		30	逸出魚なし
7		31	逸出魚なし
8		31	逸出魚なし
9		30	逸出魚なし
10		31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 5 回確認
11		30	逸出魚なし
12		31	逸出魚なし
1		31	逸出魚なし
2		28	逸出魚なし
3		31	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 2 回確認 (A)池尻川逸出防止装置 2 と 3 の間でコクチバス 2 回確認
29		4	30
	5	31	逸出魚なし
	6	30	逸出魚なし
	7	31	逸出魚なし
	8	31	逸出魚なし
	9	30	逸出魚なし
	10	31	逸出魚なし
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		

## 2 逸出魚の監視状況（電気ショッカーによる）

年度	月	捕獲・監視回数	逸出魚の状況
27	4	1	逸出魚なし
	5	3	逸出魚なし
	6	3	逸出魚なし
	7	3	逸出魚なし
	8	2	逸出魚なし
	9	4	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 2 尾捕獲
	10	1	逸出魚なし
	11	3	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 1 尾確認 (A)池尻川逸出防止装置 2 と 3 の間でコクチバス 7 尾確認
	12	3	逸出魚なし
	1	—	
	2	—	
	3	—	
	28	4	3
5		3	逸出魚なし
6		3	逸出魚なし
7		3	逸出魚なし
8		3	逸出魚なし
9		3	逸出魚なし
10		3	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 8 尾捕獲
11		8	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 30 尾捕獲 (A)池尻川逸出防止装置 2 と 3 の間でコクチバス 11 尾捕獲 (A)池尻川逸出防止装置 3 の下流でコクチバス 2 尾捕獲
12		2	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 4 尾捕獲
1		—	
2		—	
3		—	
29		4	—
	5	3	逸出魚なし
	6	3	逸出魚なし
	7	3	逸出魚なし
	8	8	逸出魚なし
	9	2	逸出魚なし
	10	6	(A)池尻川逸出防止装置 1 と 2 の間でコクチバス 4 尾捕獲 (A)池尻川逸出防止装置 2 と 3 の間でコクチバス 5 尾捕獲
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		



## 野尻湖からのコクチバス・オオクチバス逸出状況調査の経過

- 1 調査機関 県内水面漁場管理委員会（事務局 水産係）により、新潟県水産課内水面係 新潟県内水試、県水試の協力を得て、調査を実施
- 2 調査地点 別添位置図のA～Hの地点
- 3 調査頻度 年2回（8月、10月）
- 4 調査方法 地点毎に電気ショッカーを用いて魚類を採捕
- 5 調査結果及び対応等

年月日		バス等の採捕状況	原因及び対応
H 21	8.18	B地点：コクチバス1尾 (全長 33.0cm、体重 532.9g)	原因：体長等から逸出防止網を通過したものではなく、以前から生息していた魚と考えられる（対応なし）。
	10.22	採捕なし	—
H 22	8.19	採捕なし	—
	10.20	A地点：コクチバス 22尾 E地点：コクチバス 1尾	(A地点) 原因：網（3枚とも）の破れ等の損傷。 対応：網の交換（事務局確認）。不具合が生じた場合の事務局への報告の義務づけ。当面の間、網の総点検を2ヶ月に1回以上実施。
H 23	8.23 8.30	A地点：オオクチバス 1尾 (全長 4.8cm、体重 1.3g)	原因：網には損傷なし。7月の大雨時の緊急放水時に湖から流出し、体長等から逸出防止網の通過が考えられる。 対応：逸出防止網の目合をより小さいものに交換。 (装置1：20mm→15mm、装置2：20mm→10mm、装置3：15mm→5mm)
	10.21	A地点：コクチバス 18尾 (全長 7.7～12.0cm、 体重 5.9～20.7g)	原因：7月大雨時の逸出、8月調査時の捕獲漏れが考えられる。 対応：野尻湖漁協が電気ショッカーを購入し、捕獲出来なくなるまで駆除を実施。
H 24	8.28	採捕なし	—
	10.23	A地点：コクチバス 2尾 (全長 10.5、11.5cm)	原因：最下流網（装置3：目合 5mm）とサイドポールとのつなぎ目が破損し、長さ 20cm余りの穴が開く。 対応：直ちに網の修理と月毎の確認調査を精細に。
H 25	8.20	B地点：コクチバス 2尾 (全長 7.4、7.6cm)	原因：調査前日深夜の強い雨によりスクリーンが目詰まりし、用水が一時的にオーバーフローしたことによる逸出と思われる。 対応：早急な用水路のバス駆除とスクリーン管理の徹底を指示。
	10.25,31	採捕なし	
H 26	8.28、9.9	採捕なし	
	10.16 10.28	A地点：コクチバス 3尾 (全長 9.5、9.7、11.3cm)	原因：網と沈子鉄棒を結合する結束バンドの破損により隙間が生じていたため。 対応：早急に網を補修すること及びA地点における駆除捕獲を指示。
H 27	8.25	B地点：コクチバス 1尾 (全長 8.9cm)	原因：体長等から逸出防止網の通過が考えられる。 対応：早急にB地点における駆除捕獲を指示。
	10.27	A地点：コクチバス 1尾 (全長 11.6cm) B地点：コクチバス 1尾 (全長 9.4cm)	原因：A地点ではネズミによると思われる網の損傷により穴が生じていたため。B地点では体長等から逸出防止網の通過が考えられる。 対応：A地点の逸出防止装置の一部を繊維製の網から金

			属製の網に改良することを指示。及びA地点並びにB地点における駆除捕獲を指示。
H 28	8.23	B地点：コクチバス 2尾 (全長 9.1、9.9cm)	原因：体長等から逸出防止網の通過が考えられる。 対応：早急にB地点における駆除捕獲を指示。
	10.31	A地点：コクチバス 1尾 (全長 10.2cm) D地点：コクチバス 1尾 (全長 10.2cm)	原因：9月28日に東北電力の作業上の理由で逸出防止装置を3時間30分開放したことがあった。 対応：漁協と東北電力との連絡体制を徹底すること及びA地点並びにD地点における駆除捕獲を指示。
	3.24	採捕なし	東北電力の都合でH29.1.18～2.23の間、A地点の逸出防止装置を開放したため、装置再設置後に急遽調査を実施した。
H 29	8.24	採捕なし	
	10.16	採捕なし	

#### 調査地点別の捕獲状況

再放流禁止 の解除	年度	オオクチバス・コクチバスの捕獲尾数							
		池尻川・農業用水路				関川			
		A	B	C	D	E	F	G	H
H21.4.1 ～ H24.3.31	H21		1						
	H22	22				1			
	H23	19							
H24.4.1 ～ H27.3.31	H24	2							
	H25		2						
	H26	3							
H27.4.1 ～ H30.3.31	H27	1	2						
	H28	1	2		1				
	H29								

#### 調査地点の概要

地点	水系	水域の詳細	地点	水系	水域の詳細
A	池尻川	逸出防止施設・下流	E	池尻川	関川合流点上流
B	御小屋用水	逸出防止施設・下流	F	関川	池尻川合流点付近
C	小丸山用水	逸出防止施設・下流	G	関川	国道18号の橋付近
D	池尻川	赤川合流点上流	H	関川	発電所調整池流水合流点

## 逸出防止装置の改良

平成 27 年度、野尻湖漁業協同組合から、池尻川の逸出防止装置においてネズミが網にかじることによって網地が切断されることがしばしばあるとの情報提供があった（図 1）。

そこで、漁協協同組合と漁場管理委員会事務局で協議の上、当該装置（1～3）の下部部分を金属製のネットに置き換える改良を施すこととした。

その結果、平成 27 年度 12 月に下図のとおり装置の下部の部分にステンレス製に交換した装置が設置された（図 2）。

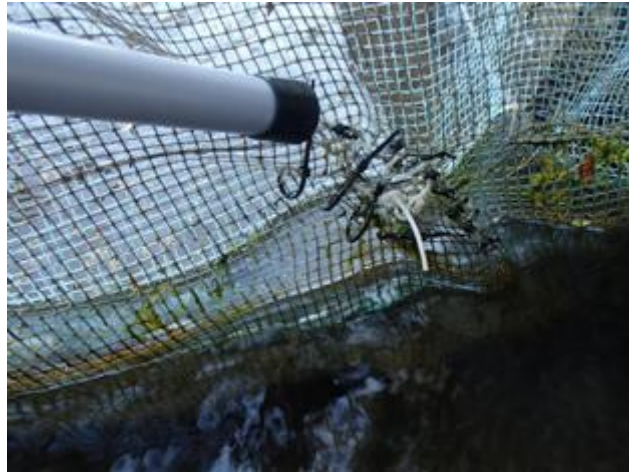


図 1 ネズミにかじられたことによると思われる網地の補修箇所



図 2 網地の下部部分をステンレス製に交換した逸出防止装置

逸出魚流出防止対策費用一覧(平成27年度)			
<b>器具備品</b>			
2月	流出防止ネット	127,656	
10月26日	電気ショックカー	864,000	
	小計	991,656	
<b>漁場管理費</b>			
4月6日	流出防止ネット	6,000	
6月10日	逸出魚調査	80,000	日当
7月6日	逸出魚調査	60,000	日当
8月4日	逸出魚調査	60,000	日当
9月15日	逸出魚調査	35,000	日当
10月5日	逸出魚調査	70,000	日当
10月7日	関川漁協特別採捕入漁券	48,000	
12月10日	逸出魚調査	90,000	日当
1月8日	逸出魚調査	50,000	日当
	小計	499,000	
<b>保守修繕費</b>			
11月7日	電気ショックカー修理代	183,600	
12月16日	電気ショックカー修理代	14,040	
	小計	197,640	
<b>旅費交通費</b>			
9月15日	県逸出魚調査立会い	2,000	
12月10日	流出防止設備監視	6,000	日当
1月19日	関川漁協へ交通費	4,000	
	小計	12,000	
<b>消耗品費</b>			
11月27日	流出防止ネット代	24,624	
12月22日	流出防止ネット代	34,560	
	小計	59,184	
<b>施設管理費</b>			
3月25日	流出防止施設点検監視委託代	30,000	
4月24日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
5月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
6月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
7月24日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
8月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
9月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
10月23日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
11月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
12月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
1月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
2月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
	小計	690,000	
<b>逸出魚防止対策費用 合計金額</b>		<b>2,449,480</b>	<b>円</b>

逸出魚流出防止対策費用一覧(平成28年度)			
<b>漁場管理費</b>			
5月30日	逸出魚調査時用手袋	2,450	
6月7日	逸出魚調査時用手袋	2,032	
6月15日	逸出魚調査	80,000	日当
8月4日	逸出魚調査	90,000	日当
9月2日	逸出魚調査	96,000	日当
10月7日	逸出魚調査	45,000	日当
10月4日	関川漁協特別採捕入漁券	48,000	
11月15日	逸出魚調査	68,000	日当
11月30日	夕モ代	10,990	
12月12日	逸出魚調査	120,000	日当
1月11日	逸出魚調査	42,000	日当
	小計	604,472	
<b>保守修繕費</b>			
12月26日	流出防止用ネットステンレス枠交換	216,000	
	小計	216,000	
<b>旅費交通費</b>			
11月15日	関川漁協へ交通費	6,000	
	小計	6,000	
<b>消耗品費</b>			
11月11日	脚立など	11,365	
	小計	11,365	
<b>施設管理費</b>			
3月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
4月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
5月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
6月24日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
7月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
8月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
9月23日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
10月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
11月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
12月22日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
1月25日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
2月24日	流出防止施設点検監視委託代	60,000	
	小計	720,000	
<b>逸出魚防止対策費用 合計金額</b>		<b>1,557,837</b>	<b>円</b>

## オオクチバス等の再放流禁止指示の 解除申請に係る審査基準（案）について

### I. 審査基準

#### (1) 第4期（H30.4.1～H33.3.31）審査基準（案）

- ・野尻湖漁協の申請について、第1期申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない。
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本として申請する。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。
- ・施設の管理体制において保守点検は点検項目をより具体的に定めて実施する。
- ・施設の点検結果及び逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。

※第3期の審査基準と同じ。